

別表 2 (第 4 条関係)

法令名	区域の名称等	理由
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号)	不法投棄、最終処分等により廃棄物が残置されている場所	太陽光発電施設を設置することで、当該廃棄物を適正処理することが相当困難であり、周辺の地下水等生活環境に支障を生じるおそれがある。
農地法 (昭和27年法律第229号)	農用地区域内の農地・牧草放牧地 甲種農地・採草放牧地 第1種農地・採草放牧地	優良農地を確保するため、転用が厳しく制限されている。
農業振興地域の整備に関する法律 (昭和44年法律第58号)	農用地区域内の農地・採草放牧地	優良農地を確保するため、転用が厳しく制限されている。
森林法 (昭和26年法律第249号)	保安林	水源の涵養、土砂流出の防備、土砂崩壊の防備、その他災害の防備や生活環境保全・形成等の目的を達成するために指定された区域であり、立木伐採や土地の形質変更等が厳しく規制されている。
河川法 (昭和39年法律第167号)	河川区域、河川保全区域、河川予定地	出水時に流下阻害発生のおそれがあるとともに、河川管理施設を損傷させるおそれがある。
砂防法 (明治30年法律第29号) 埼玉県砂防指定管理条例 (平成15年条例第45号)	砂防指定地	治水上の砂防設備を要する土地又は一定の行為を禁止若しくは制限すべき区域として指定されており、他のエリアに比べて災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高い。
地すべり等防止法 (昭和33年法律第30号)	地すべり防止地域	地下水等により発生する地すべりによる崩壊被害を防止するため、一定行為を制限するとともに必要な施設等を整備するための区域であり、他のエリアに比べて災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高い。
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (昭和44年法律第57号)	急傾斜地崩壊危険区域	崩壊のおそれのある急傾斜地(30度以上)で、崩壊により相当数の居住者等に危害が生ずるおそれのあるもの及びその隣接地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれがないよう、一定行為を制限している区域であり、他のエリアに比べて災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高い。
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成12年法律第57号)	土砂災害警戒区域	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあり、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域であり、他のエリアに比べて災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高い。
文化財保護法 (昭和25年法律第214号)	重要文化財、国指定史跡、名勝、天然記念物等	復元が不可能な国民の共有財産であり、適切な保護管理措置がとられている。
埼玉県文化財保護条例 (昭和30年条例第46号)	県指定有形文化財、県指定有形民俗文化財、県指定史跡名勝天然記念物、県指定旧跡	復元が不可能な県民の共有財産であり、適切な保護管理措置がとられている。
横瀬町文化財保護条例 (昭和30年条例第49号)	町指定有形文化財、町指定有形民俗文化財、町指定史跡、町指定天然記念物	復元が不可能な県民の共有財産であり、適切な保護管理措置がとられている。